

名称	高等教育の修学支援新制度(給付奨学金+授業料等減免)																																																																																																																							
対象	下記事由により家計が急変し、対応する証明書類を提出できる場合 A:生計維持者の死亡 B:生計維持者が事故または病気により半年以上就労困難 C:生計維持者の失職 D:生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、A～Cのいずれかに該当または被災により生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 E:本人が父母等による暴力等から避難するために「児童福祉法」または「売春防止法」の定める施設等へ入所することとなった																																																																																																																							
募集時期	随時(ただし、原則事由発生から3か月以内。家計急変の事由が進学前に発生していた場合は、進学後3か月以内。進学前の事由発生月の対象期間は、進学の前々年1月以降、進学月前月以前。)																																																																																																																							
給付期間	最短修業年限																																																																																																																							
給付額(月額)	【給付奨学金(日本学生支援機構)】 家計基準により定められた区分毎に給付額(月額)が決定します																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>38,300円</td> <td>75,800円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>25,600円</td> <td>50,600円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>12,800円</td> <td>25,300円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅳ区分(多子世帯)</td> <td>9,600円</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅳ区分(理工農系)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				区分	自宅通学	自宅外通学	第Ⅰ区分	38,300円	75,800円	第Ⅱ区分	25,600円	50,600円	第Ⅲ区分	12,800円	25,300円	第Ⅳ区分(多子世帯)	9,600円	19,000円	第Ⅳ区分(理工農系)	—	—																																																																																																		
区分	自宅通学	自宅外通学																																																																																																																						
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円																																																																																																																						
第Ⅱ区分	25,600円	50,600円																																																																																																																						
第Ⅲ区分	12,800円	25,300円																																																																																																																						
第Ⅳ区分(多子世帯)	9,600円	19,000円																																																																																																																						
第Ⅳ区分(理工農系)	—	—																																																																																																																						
	※第Ⅳ区分の給付は多子世帯に限ります																																																																																																																							
授業料等減免	【授業料等減免】 家計基準により定められた区分毎に減免割合が決定します																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免割合</th> <th>授業料減免の年間上限額</th> <th>入学金減免の年間上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>3/3</td> <td>700,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>2/3</td> <td>466,000円</td> <td>173,400円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>1/3</td> <td>233,400円</td> <td>86,700円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅳ区分(多子世帯)</td> <td>1/4</td> <td>175,000円</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>第Ⅳ区分(理工農系)</td> <td>1/3</td> <td>233,400円</td> <td>86,700円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	減免割合	授業料減免の年間上限額	入学金減免の年間上限額	第Ⅰ区分	3/3	700,000円	260,000円	第Ⅱ区分	2/3	466,000円	173,400円	第Ⅲ区分	1/3	233,400円	86,700円	第Ⅳ区分(多子世帯)	1/4	175,000円	65,000円	第Ⅳ区分(理工農系)	1/3	233,400円	86,700円																																																																																												
区分	減免割合	授業料減免の年間上限額	入学金減免の年間上限額																																																																																																																					
第Ⅰ区分	3/3	700,000円	260,000円																																																																																																																					
第Ⅱ区分	2/3	466,000円	173,400円																																																																																																																					
第Ⅲ区分	1/3	233,400円	86,700円																																																																																																																					
第Ⅳ区分(多子世帯)	1/4	175,000円	65,000円																																																																																																																					
第Ⅳ区分(理工農系)	1/3	233,400円	86,700円																																																																																																																					
	※減免額は学費、入学金により異なります。上記は上限額。 ※入学金の減免は入学年の4月支援開始者のみ適用。(1回のみ) ※減免対象は授業料のみ(教育環境充実費等は対象外) ※特待制度等で減免を受けている場合は、特待減免後の額に適用 ※国の制度改正により、令和7年度より多子世帯の方は家計基準によらず、授業料減免割合 3/3、授業料減免の年間上限額 70 万円、入学金減免の上限額 26 万円となる予定です。																																																																																																																							
学業成績等に係る基準	<1年生(入学後1年未満)> 次のいずれかに該当すること a. 高校等の学修成績の状況(評定平均)が3.5以上 b. 学修計画書を提出し、学修意欲を有していることが確認できること		<2年生以上> 次のいずれかに該当すること a. GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位 1/2 の範囲に属すること b. 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること																																																																																																																					
家計に係る基準	次の「収入基準」および「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。 ① 収入基準 日本学生支援機構が、提出されたマイナンバー等で本人と生計維持者の住民税情報を取得し判定します。下記表は収入・所得の上限額の目安です。目安の金額を上回っていても支給対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。 (単位:万円)																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯人数</th> <th rowspan="2">想定世帯構成</th> <th colspan="4">★が給与所得者の世帯(年間の収入金額)</th> <th colspan="4">★が給与所得者以外の世帯(年間の所得金額)</th> </tr> <tr> <th>第Ⅰ区分</th> <th>第Ⅱ区分</th> <th>第Ⅲ区分</th> <th>第Ⅳ区分</th> <th>第Ⅰ区分</th> <th>第Ⅱ区分</th> <th>第Ⅲ区分</th> <th>第Ⅳ区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人</td> <td>本人、親①★</td> <td>229</td> <td>332</td> <td>402</td> <td>649</td> <td>144</td> <td>212</td> <td>272</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>本人、親①★、高校生</td> <td>289</td> <td>391</td> <td>457</td> <td>677</td> <td>182</td> <td>257</td> <td>311</td> <td>494</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>本人、親①★、親②(無収入)、高校生</td> <td>295</td> <td>395</td> <td>461</td> <td>698</td> <td>196</td> <td>277</td> <td>348</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4人</td> <td rowspan="3">本人、親①★、親②(給与所得)、高校生</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> </tr> <tr> <td>295</td> <td>336</td> <td>406</td> <td>656</td> <td>179</td> <td>205</td> <td>262</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> </tr> <tr> <td>115</td> <td>155</td> <td>155</td> <td>155</td> <td>115</td> <td>155</td> <td>155</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5人</td> <td rowspan="3">本人、親①★、親②(パート)、高校生、中学生</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> <td>親①</td> </tr> <tr> <td>321</td> <td>395</td> <td>461</td> <td>698</td> <td>217</td> <td>277</td> <td>353</td> <td>530</td> </tr> <tr> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> <td>親②</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>				世帯人数	想定世帯構成	★が給与所得者の世帯(年間の収入金額)				★が給与所得者以外の世帯(年間の所得金額)				第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	2人	本人、親①★	229	332	402	649	144	212	272	452	3人	本人、親①★、高校生	289	391	457	677	182	257	311	494	4人	本人、親①★、親②(無収入)、高校生	295	395	461	698	196	277	348	526	4人	本人、親①★、親②(給与所得)、高校生	親①	親①	親①	親①	親①	親①	親①	親①	295	336	406	656	179	205	262	453	親②	親②	親②	親②	親②	親②	親②	親②	115	155	155	155	115	155	155	155	5人	本人、親①★、親②(パート)、高校生、中学生	親①	親①	親①	親①	親①	親①	親①	親①	321	395	461	698	217	277	353	530	親②	親②	親②	親②	親②	親②	親②	親②	100	100	100	100	100	100	100	100
世帯人数	想定世帯構成	★が給与所得者の世帯(年間の収入金額)					★が給与所得者以外の世帯(年間の所得金額)																																																																																																																	
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分																																																																																																															
2人	本人、親①★	229	332	402	649	144	212	272	452																																																																																																															
3人	本人、親①★、高校生	289	391	457	677	182	257	311	494																																																																																																															
4人	本人、親①★、親②(無収入)、高校生	295	395	461	698	196	277	348	526																																																																																																															
4人	本人、親①★、親②(給与所得)、高校生	親①	親①	親①	親①	親①	親①	親①	親①																																																																																																															
		295	336	406	656	179	205	262	453																																																																																																															
		親②	親②	親②	親②	親②	親②	親②	親②																																																																																																															
115	155	155	155	115	155	155	155																																																																																																																	
5人	本人、親①★、親②(パート)、高校生、中学生	親①	親①	親①	親①	親①	親①	親①	親①																																																																																																															
		321	395	461	698	217	277	353	530																																																																																																															
		親②	親②	親②	親②	親②	親②	親②	親②																																																																																																															
100	100	100	100	100	100	100	100																																																																																																																	
	※収入基準に該当するかは、日本学生支援機構の進学資金シミュレーターをご活用ください。 ( <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html</a> ) ② 資産基準: 本人と生計維持者資産額合計が 2,000 万円未満(生計維持者が 1 人の場合は 1,250 万円未満)																																																																																																																							

※日本学生支援機構の奨学金および高等教育の修学支援新制度については、令和6年度の内容です。令和7年4月より一部制度が改正される予定です。

名称	日本学生支援機構 緊急奨学金(第一種奨学金対応、無利子貸与)
対象	生計維持者(原則父母)の失業・破産・事故・病気・死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする者
申請時期	随時(事由発生から1年以内)
貸与期間	最短修業年限
貸与金額(月額)	下記より選択(採用後の変更可) ・学部生(自宅):20,000円・30,000円・40,000円・54,000円 ・学部生(自宅外):20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・64,000円
家計基準	以下のいずれかに該当する者 1、家計急変の事由が生じたことによりその後1年間の家計が収入基準額の範囲内になることが確実である者 2、家計急変の事由により、申込者の属する世帯の年間の支出額が著しく増大した場合、又は年間の収入額が著しく減少した場合 3、その他家計急変の事由により、緊急採用が必要と特に認める者
返還	卒業後10~20年以内に月賦または月賦・半年月賦併用で返還

名称	日本学生支援機構 応急奨学金(第二種奨学金対応、有利子貸与)
対象	生計維持者(原則父母)の失業・破産・事故・病気・死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする者
申請時期	随時(事由発生から1年以内)
貸与期間	最短修業年限
貸与金額	下記より選択(採用後の変更可) 月額2万円~12万円までの間で1万円単位で選択
家計基準	家計急変の事情により、今後とも経済的困難が継続すると見込まれる者
返還	卒業後10~20年以内に月賦または月賦・半年月賦併用で返還

名称	短期貸付(一時貸与、無利子貸与)
対象	在学生
申請時期	随時
貸与金額	・通常貸付額:50,000円まで ・学費が不足した場合:100,000円まで
家計基準	やむを得ない事情により、学生生活費の支払いが困難であるとみとめられる者
返還	貸与月の翌月より、毎月1万円ずつ返還